

第1回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会議事録

日時：平成17年1月21日（金）16:30～

場所：都庁第2本庁舎 10階 205会議室

1 開 会

三谷事務局長 みなさん、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、第1回遺伝子組換え作物の栽培に関する検討委員会を開催いたします。お忙しいなか、各委員におかれましては、心よりご協力を賜りまして、ありがとうございます。

2 挨拶

三谷事務局長 それでは、会議に先立ちまして、私どもの農林水産部長からご挨拶を申し上げます。

菊地農林水産部長 改めまして、農林水産部長の菊地です。委員のみなさま方には、たいへんお忙しいところを、本検討委員会委員にご就任いただきまして、ありがとうございます。また、常日ごろ、東京都の農業振興につきまして、たいへんお世話になっております。この席をお借りしまして、改めて御礼申し上げます。

本検討委員会のテーマである遺伝子組換え技術につきましては、従来と異なる高品質、高収量の作物の出現、あるいは、病害虫抵抗性による農薬の削減、さらには新産業の創出等の、ある意味では大きな可能性を秘めていると考えています。

また、遺伝子組換え作物の安全性については、国が食品、飼料、それぞれについて安全を確認し、また、環境への影響についても、通称カルタヘナ法により生物多様性について影響がないことを確保するため、第1種使用規程のなかでその使用の承認、または制限をおこなっているわけです。

しかしながら一方で、新しい技術であることや、食や生物環境という最も基本的なことにかかわることから、この栽培にあたっては、慎重に安全性の見極めをするとともに、都民の理解を得ながら一つずつ慎重に進めていくことが求められていると考えています。

昨年からは各地でいくつかの栽培実験がおこなわれていますが、地域の住民の方々から、環境への不安や他作物との交雑への懸念、事前説明の方法などの問題も出されています。東京都においても、昨年そのようなことが1件起こっています。真剣に対応すべき大切な課題であると考えています。

今後の栽培実験や農業栽培につきまして、東京都としての指導のあり方、栽培上の留意事項、あるいは、現在の制度の検証、情報提供のあり方など、都の対応について、本検討委員会でご意見、ご示唆をいただきたいと考えています。

この場合は学識経験の先生方、または生産者、生産団体をフィールドとしてご活躍されている方に幅広い議論をいただきたいということで、先生方をお願いしたところです。どうぞよろしく願いいたします。簡単ですが挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介

三谷事務局長 それでは、この委員会は第1回ですので、初めに委員のご紹介から始めたいと思います。お手元に委員の名簿をお渡ししてありますので、その名簿の順でご紹介させていただきます。

それでは、最初に、武蔵工業大学の大家先生。

大家委員 大家です。

三谷事務局長 それから、NPO法人「食品と暮らしの安全基金」の熊澤委員。

熊澤委員 よろしくお願ひします。

三谷事務局長 それから、澤井農場の澤井さんに委員をお願いしていいですが、本日、彼が主催している別の会議があつてどうしてもということで、今日は代理で、細田農場の細田さんにご出席いただひています。

細田委員 細田と申します。よろしくお願ひします。

三谷事務局長 玉川大学学術研究所の日比委員です。

日比委員 よろしくお願ひします。

三谷事務局長 横浜国立大学の平塚委員。

平塚委員 よろしくお願ひいたします。

三谷事務局長 最後になりましたけれども、JA東京中央会の参与、都田委員です。

都田委員 都田と申します。よろしくお願ひいたします。

三谷事務局長 事務局側ですが、みなさまに対して右側から、先ほどご挨拶いたしました農林水産部長の菊地です。それから、本検討委員会はたいへん専門的なところですので、特別に事務局の顧問をお願いしました。東京都立大学の小柴先生です。

小柴教授 よろしくお願ひします。

三谷事務局長 私はきょうの司会をおこなっています、今後、委員会の事務局をまとめます、東京都農業試験場の三谷と申します。よろしくお願ひします。私の隣が、同じく事務局を務めます、農業振興課の鈴木です。

鈴木 よろしくお願ひします。

三谷事務局長 では、次に配付資料の確認をしたいと思ひます。お手元に本日の検討委員会の議事次第の紙と、それからグリーンファイルがあります。このファイルに資料を全部とりまとめしています。ホチキス止めのほうのペーパーですけれども、議事次第、いまご覧になりました委員会の委員名簿、その次が座席表です。

文書のほうですが、目次が最初の2ページにわたつてあります。最初が検討委員会の設置要領。一番最後に、今後のスケジュール。105ページと分量が多いのですが、途中の75、76ページは都合により欠番になっていますので、ご了承ください。そのあとカラー刷りのパンフレット、それからモノクロのリストとなっていますが、ありますでしょうか。

次に、この委員会の開催に関することですが、先生方にも事前にお話を申しあげていますが、原則公開ということで開催したいと思ひています。

それから、傍聴の方に、申し訳ありませんがお聞きいただきたいのですが、傍聴の方々には「傍聴される方へ」と書いた紙をお渡ししていますので、そこにあります注意事項を守っていただきたいと思ひます。

4 座長選出

三谷事務局長 それでは、検討に入る前に、検討委員会の座長の選任をしたいと思ひます。委員のみなさま方のなかからどなたか候補、またはご推薦をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

都田委員 事務局に一任したいと思ひます。

三谷事務局長 それでは、勝手に申し訳ありませんが、大塚委員に座長をお願いしたいと思ひます。それでは、最初に座長からひと言お話しいただいたあと、議事に入りたいと思ひます。

大塚座長 座長をお引き受けいたしました大塚です。私は社会科学の立場から、遺伝子組み換えの問題を研究してきた者です。本来でしたら、このような会を対象として研究する立場の人間ですので、このような

席に座るといのは予想もしていなかったことです。しかも、たいへん経験も浅く、若輩者ですが、なんとか司会と調整ということで、務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 議 事

大塚座長 それでは、さっそく議事のほうに進みたいのですが、最初に事務局のほうから、遺伝子組み換え作物の栽培に関する動きについてということで、説明のほうをお願いします。

三谷事務局長 それでは、検討会の前に、先はこちら側から用意した資料をもとに、遺伝子組み換え作物の栽培に関する動きについてご説明いたします。事務局の鈴木から申しあげます。

鈴木 座ったままで説明させていただきます。お手元のグリーンのファイルのほうですけれども、けっこう厚いのですが、みなさまよくご存じだと思いますので、簡単に何をどうしたかというところを説明させていただきます。

まず1番目ですけれども、この検討委員会の設置要領ということですが、先ほど部長のほうから挨拶がありましたように、遺伝子組み換え作物の栽培に関する諸問題を、自由に広い立場から論議していただきたいということで、設置させていただいています。

それから、3ページ目ですけれども、経過ということで、都の動き等もありますので、ここにまとめさせていただきました。左側が国、他県の動き、真ん中に都の動きとありまして、都のほうでは、下のほう、2004年3月くらいですけれども、東大で遺伝子組換えジャガイモの栽培試験計画がありました。これを発端としまして、今回、こういう検討会を設けるという流れになっています。他県のほうでも、茨城、北海道、滋賀、岩手で同じような取り組みになっているかと思います。

続きまして、カルタヘナ法ついてですが、このへんについては一応ご存じだと思いますので、省略させていただきます。

次に4番目で、14ページに世界の作物栽培状況というところがあります。先週、2004年の状況が発表になっていますけれども、これは1年前のデータになってしまいましたが、2003年までの発表のものを拾ったものです。

それから、17ページ以降が、現在日本で第1種使用等にかかわる承認がなされている作物ということで、リストを挙げています。いま現在24種と、移行措置ということで28種。それから、審査中のものという順で並べています。

22ページ目が、農水省のほうで「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」ということで、農水省所管の独法の研究所、研究センターが自ら実験指針を定めて、それに基づいて栽培実験をおこなうというものの指針を載せました。

それから、7番目に各自治体の動きということで、30ページからになりますが、北海道、岩手、茨城、滋賀、それぞれのガイドラインがどうなっているかということでそろえてあります。北海道についてはまだ動きがあるようなので、最終的なものにはなっていません。その部分は検討会の傍聴概要を掲載しております。

それから、46ページに、これは私どものほうの資料になりますけれども、この4県のガイドライン比較ということで、ひと言で言うと、というかつこうで、便宜上、表にまとめてあります。栽培中止要請をしている、していないとか、そういうところを、決めづらい部分もあるのですが、表でまとめたものです。

それから、47ページからが各都道府県の試験場です。試験研究機関についてはどうなのかということで、全国の農業試験場長会というのがありまして、そこで各県が出してきた資料をまとめています。だいたい食品分野はやらないとか、そういうコメントが多いかと思います。

それから、51ページからが、農林水産先端技術産業振興センターで、平成15年にもやっているのですが、遺伝子組換え技術を使った農作物、食品についてのアンケートということでおこなったものです。一般消費者5千名を調査対象にしまして、まとめた結果になります。グラフや表になっている部分だけを抜粋して並べてあります。

それから、67ページ目からが、東京大学の隔離圃場試験計画ということで、これ以後は東京の状況ということになると思いますが、東大の試験については、トウモロコシのSPSという酵素遺伝子ですけれども、それをジャガイモに入れて収量をアップさせたいということでおこなおうという計画になっています。これは、東大のページで公開されています。

これも、経緯を説明しますと、3月下旬に、東京大学は西東京市にあるのですが、西東京市から、東大でGMOの栽培実験をしたいということの情報を得たので、どうしたらいいかということで、私どものほうに相談があったのが最初です。この時点から私どものほうは、少なくとも4月の段階では農水の指針が出ていましたので、少なくともその指針に従ってやっていただきたいということを東大のほうに申し入れまして、東大側と話をしました。東大のほうは4月になってホームページに公開したということになります。それ以降、地元説明会を2回ほど開きまして、地元の方々とお話した結果、東大さん側がいまはまだ理解が得られていないと判断して、実施を延期するという結論を出しています。その模様のメモが72ページ以降に、説明会の概要ということで、簡単なメモがついています。

それから、77ページですが、それを受けまして、西東京市の市議会のほうから、遺伝子組み換え作物のガイドライン作成に関する意見書が提出されています。地方自治体や地元住民が関与する機会が設けられていないということで、そういう課題を検討する組織を設置して、ガイドラインを作成するべきだと考えたという内容の意見書になっています。

それから、78ページ以降が東京都議会の動きということで、以前も表示とか食品の話題で遺伝子組換えが挙げたことがあるのですが、作物の栽培ということで、平成15年9月に最初の質問がありました。その中身が78ページ以降に載っています。79ページに、都知事の答弁が書いてあります。80ページ目が中身になるかと思いますが、生態系など周辺環境への安全性を調査研究するよう、国に対して強く要請するとしています。それから、生産農家に対して、国の動向を注視しながら指導していくという答弁をおこなっています。

そのあと、平成16年の予算特別委員会、第2回定例会で、東大の問題も含めまして、同じように答弁しています。同じように、安全性の調査研究を要請しているということと、生産農家や種苗会社に対する調査を実施する、あるいは、農業試験場における規程を整備していくという対応をすと述べています。

それから、88ページですけれども、先ほどの国への要望というところで、毎年2回、国への提案要求があるのですが、こういうかたちで、遺伝子組み換え農作物の実用化にともなう調査研究の充実ということで、平成15年11月から平成16年6月、11月というかたちで要望は出しています。

89ページはまた別に、主務部長政策提案会というのがありまして、そのなかで、同じように調査研究の充実についてという要望を出しています。こちらのほうは、国のほうからは回答が来るわけで、90ページに政策提案フォローシートということで、そういう研究はやっていますという答えになっています。91ページは別の会議ですけれども、長期栽培による生物相への影響モニタリングというのを国はやっていますということで説明がありますが、私どもがお願いしていることと、やっているということがずれているということになります。

それから、94ページが、大学や種苗会社の調査といいますが、現在、組み換え植物を実験的に栽培する計画があるかどうかの調査をしました。いま現在、私どもがつかんでいます大学26校と企業71社を対象にしま

して、栽培する計画があると言っているところが4カ所でした。そのうち、都内でやると言っているところは東大が一つ、あと3つについては都外で計画があるという回答を得ています。

それから、95ページが、都内の農業者に対して、遺伝子組換え技術、農作物についてのアンケート調査ということで、先ほどありました、国のほうでやっているアンケート調査と同様の項目で絡めるようにして、都内の農業者はどう思っているかということで、アンケートをとっています。これについては、まだ途中集計で最終結果が出ていませんが、あとでまた論議になれば、次回、途中でもお出ししようかと考えています。これは国の項目と一緒に、都が何をなすべきかということを書いてみました。それから、「あなたの畑の隣で栽培するということがあったらどうしますか」という項目をさらに加えてあります。

それから、98ページ目からが東京都農業試験場の組換え研究指針ということで、農業試験場においても組換えの実験をおこなっています。先ほどありましたように、指針整備ということで、これについて試験場のほうは、食用作物は対象としないということと、圃場での栽培実験については、農水の定めた「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」に基づいておこなうということと、情報の公開ということで、研究指針を定める予定です。

それから、その中身について簡単にメモしたものが100ページ以降で、何をやっているのかということで、乾燥耐性の芝作出。あるいは、耐暑性、耐病性シクラメンの作出ということで、現在、閉鎖系ですけれども、試験はおこなっているということです。

それから、102ページからが今後のスケジュールです。今回、3回程度の検討委員会にしています。本日が第1回目ということで、検討方向、あるいは課題の抽出ということになるかと思えます。次回、都の対応策についてさらに検討していただいて、報告としてまとめていただくと。さらに、私どもは指導指針を作成していきたいと考えています。

それとともに、3月中旬にはフォーラムを開催していきたいという予定になっています。

それで、103から105ページの部分なのですが、そうは言っても何か素材がということがあればということで、構成例ということでメモしています。今回、検討いただいたかたちを、基本的考え方はこうだろうと、それから、いまの栽培に関する課題はこういうものがある、だから都としてはこういう対応をしたほうがいいのではないかとかたちでご報告いただければよろしいかなということです。3番の都の対応のあり方については、いままで都のほうがこういう指導をやりますという部分を拾っています。

それから、104ページは、このなかでの基本的考え方というのはまったくフリーですが、たとえばということで、よく話題になっている項目を挙げてみました。考え方のなかでフレーミングとしてどうするかというのがまず一点あるかなということです。分野としては、生物学的リスクだけの話にするのか、それとも社会的リスクまで含めるのかということになるかと思えますが、それはよく言われているように、専門家と市民との問題点のずれの解決のためには、どういう範囲がいいかということから議論していただければいいのかなと。あるいは、リスク、ベネフィット、コストだけですべてが語れるのかなとこの視点があったということで、書いてあります。

あとは、GMOと言っていますけれども、一括でGMOでいいのか。GMOと言ってもいろいろな目的がある、食用作物、非食用作物の違いがある、一般農業栽培と純粋な試験のための栽培がある。そういうものを個別に考えていけるのか、いけないのかということも一つ疑問になるかなと思っています。

それから、3番目に、社会的範囲として書いてあるのは、今回は都の対応のあり方ということなのですが、東京都のなかだけの話でいいのか、それとも国際社会のなかにおける日本として、あるいは、地球環境における人類として、そういうフレーミングをどうするかという話になると思います。

2番目として、情報提供に関する考え方なのですが、BSEの問題もありましたけれども、遺伝子組換え

作物の問題というのは、単純にその問題だけではなくて、いまの食料生産の方法自体が問題ではないかとかいう部分も含めるか、含めないかという話になるかということで、一連の経過を述べさせていただいています。

2番目に、個別の遺伝子組換え作物の栽培に関する課題ということになりますと、上で言われている項目のもとに、9項目挙げさせていただいています。組換え技術と従来の品種改良方法と何が違うのかとか、社会にもたらすメリットの評価をどうするか。あるいは、よく言われている近隣植物への交雑とか昆虫への影響。それから、健康への影響ということで食品とか飼料の長期的な影響とか、慢性毒性の問題。それから、現在の遺伝子組み換え作物にかかわる制度としくみですね。責任の所在はどうなっているか。検討するしくみ、実質的同等性の問題とか、申請書の検討だけで終わっているのではないかという意見に対して、どう考えるか。さらに表示の問題につきましても、単なる組み換えということではなくて、何を目的にどういう組換えをおこなったかという表示は必要ないのかとか、5パーセント以内なら含まれていないという表示になっていますが、それをどう考えるか。あるいは、飼料の表示ですが、BSEでも発生すると畜産農家のほうが被害者なのか、加害者なのかという立場に置かれますけれども、飼料の表示は今ないので、それはどうなのか。あるいは、日本の農業、東京の農業ということで見た場合、農業政策上必要なのかどうかという項目も出ています。

あとは、国際関係で見れば、世界の食糧問題というところになります。たとえば、「緑の革命」の成果等はどうかとか、アメリカとEUで考え方の違いがあるとか。あるいは、特許、知的所有権のあり方はいいのかとか、情報提供の仕方はどうなのかとか、すごく広い範囲になってくるかと思えますので、そのへんもフレーミングをどうするかにかかわってくるかと思えますが、一応、そんな問題が言われているのではないかとということで、挙げさせていただいています。

そのあと、東京の食と緑を守り抜く東京農業ということで、東京の農業の概要と、先ほど都議会の動きの中でやりとりがありました特別栽培農産物の認証制度。あるいは、東京エックスの基準と言いますが、とりくみ、そういうものを論点例として挙げさせていただいています。以上です。

三谷事務局長 あまりにも資料が大量なので、説明自体も駆け足になりましたが、ご了承いただきたいと思えます。お手元の資料につきましては、先生方すでにご存じのものも多いという前提で省略した部分もありますので、ご了承ください。それから、最後に説明した考え方、論点例ですけれども、これはある狭い範囲のなかで議論が分散しないようにということで、ともかく私どもはこんな範囲の議論をということでまとめたものです。短い時間の議論でこのすべてを、一つひとつがたいへん大きな問題ですので、広く浅くになっていかどうかもあります。そのへんも含めて、みなさんの議論のなかで方向性を出していければと思います。

それから、遅れましたが、事務局として参加することになっている、農業振興課長の半田がまいりました。半田農業振興課長 半田です。

大塚座長 ということで、30分を過ぎてしまいました。先ほど都の説明で、構成例として最後に挙げられた部分が最も議論すべき題材になるかと思えますが、その前に、以前の説明での事実関係等についての確認や質問等がありましたら、何かありますでしょうか。あるいは、補足等でもかまいませんが、よろしいでしょうか。

それでは、さっそく事務局のほうで提示された構成例についてでもかまいませんし、それから外れてもけっこうだと思いますが、ご自由に、遺伝子組換え作物の栽培への東京都の対応ということで、ご意見をいただければと思います。とりあえず先ほどの論点例を題材にさせていただいてもいいかもしれません。いかがでしょうか。

日比先生はカルタヘナ法についての検討委員を務められていらっしゃるけれども、東京都のこのような論点について、どのようにお考えでしょうか。

日比委員 私は農水省の研究機関に20年いて、それから東京大学に10年いて、今年3月に退官になって玉川大学に行きました。農水省の研究をしていた時代からずっと、遺伝子組換え研究の初期のころから現場にいて、県の方への研修などもやっているし、実際に自分も遺伝子組換えイネなどをつくっていたという研究者としての立場から言うと、組換え作物については大いに推進派です。なぜかという、従来の育種では限界が見えていて、私は本当は病害虫の専門家なのですが、病害虫耐性の作物を育種するにしても、農薬はだめ、遺伝子組換え作物はだめというのでは、21世紀の世界の食糧を確保することは無理だろうと考えているわけです。そのブレークスルーとなるのが遺伝子組換え技術なので、その技術は大切だということは、研究者として強く思っています。

一方で、いまご紹介があったように、文部科学省の遺伝子組換え審査委員であるとか、農水省・環境省の第1種組換え作物の審査委員であるとか、東京都のバイオテクノロジー安全委員会の委員であるとか、岩手県生物工学研究所の顧問だとかいうことで、そういう公の委員の立場としては、遺伝子組換えについてはどちらかという慎重な推進派です。それはなぜかという、要するに、遺伝子組換え技術がそれだけ非常に重要な技術であるからこそ、消費者や国民の方々に充分理解していただいて、慎重に進めていけないといけないと考えるからです。みなさんがこれに大反対ということでは、将来的に日本の農業にも大きな打撃がくるし、日本は食料自給率はわずか40%で、ほとんど海外から輸入しているわけですね。そういう事情もあって、あくまでも遺伝子組み換え作物に反対し続けると、結局、日本の農業が世界から取り残されてしまい、さらには日本人の食料確保自体が危なくなってくるかもしれない。それから、もっと大きな目で、世界全体の食料供給ということを考えると、やはり遺伝子組み換え技術というのは非常に大事にしていかなければならないということがあるので、だからこそ、みなさんの理解を得て、慎重に進めていかなければならない。

それから、専門家が安全だと言うと、専門でない方はむしろ不安に感じるという場合が多いですね。当事者が言うのは、自分の利益のために言うのではないかということを考えられるわけです。たしかに絶対に安全ということはないのですが、安全と安心というのはまた別問題ということがあって、やはり長い時間をかけてみなさんに理解していただいて、だんだんと安全だということになって、広げていくということにしないといけないということですので、そういう立場で委員会などでも発言しています。

それから、農水省の研究機関の1種組み換え実験指針をつくったときも委員をしていたのですが、これもやはり同じ考えですね。国が承認した実験を農水省、国の機関でやるのだから、北海道でやろうと何だろうといいのではないかという議論も多少ありましたが、そうではないと思います。結局、国の研究機関でやる試験についても、かなり厳重な規制を設けたわけです。これについては、各県の研究者などからはむしろ不満が出たわけです。こんなに厳しい規制を敷かれたのでは、各自治体の研究機関で組み換え作物の栽培試験をやろうとしてもできないではないかという議論がすぐに出たのですが、やはりそこは最初だから慎重にいきましょうということで、安全係数で言うと10倍ぐらいかけたような係数で指針を定めたわけです。農水省・環境省のほうも、カルタヘナ条約のことは一所懸命進めていて、第1種の栽培指針というのは、結局カルタヘナ条約に基づいて、組み換え作物の栽培が生態系に影響を与えるかどうかというところを科学的に議論をして、いまの委員の方は生態学の先生とか、育種学の先生とか、もちろん社会科学の先生もおられて、そうした専門家の観点から、みなさんで十二分に議論をしすぎるほどして、なおかつ審査も、実際に申請した担当責任者に来ていただいてヒアリングを行っています。しかし、一回で申請が通ったことがなく、二回、三回と時間をかけて検討しているわけです。

その検討の基準は、科学的に近縁の野生植物にその組み換え遺伝子が浸透していく可能性があるかどうか

ということ、それから、組み換えた植物が雑草化して生態系を乱すかどうかということですね。食品としての安全性ということは、厚生省の所管ですので、厚生省のほうでしかるべき委員会を開いて検討して、組み換え作物ももとの作物と同様に食物として問題がない場合は、実質同等性ということで許可しているのです。農水省・環境省のほうは、それを栽培したときに、生態環境にどういう影響があるかを中心に議論しているということです。

ここで、一番抜けているのは何かといいますと、この遺伝子組換え作物は、組み換えていない同じ作物と必ず交雑するわけですね。ですから、試験場のまわりとか、ある篤農家の方が、国の栽培許可が出ている遺伝子組み換え作物を栽培してみたいということで、ある畑で栽培されるとします。たとえば、大豆であれば、その隣で栽培している遺伝子組換えでない大豆に遺伝子が移ることは、当然あり得ます。しかし、その場合にどうするかという議論はまったく抜けているのです。法律的には何も決められていないのです。ですので、消費者の方とか、農家の方もそうなのですが、心配されるのはもちろん食品としての安全性ということと、環境の安全性ということもあるのですけれども、要するに、遺伝子組換え食品を食べたくない消費者と食べたい消費者、食べたい消費者は今あまりいないかもしれませんが、その食べたくない消費者のために、いま組換え食品であるかないか、表示をするようになったわけです。農家のほうも、日本の現状では、遺伝子組換えの作物などは売れませんが、遺伝子組換えでないということのを売りにしたいわけです。実際に、いまのところ日本では市場価値がないですから、ですけれども、自分のところではそのつもりでつくっているのに、隣の農家でつくった組み換え作物の遺伝子が自分の畑に入って、知らず知らずに自分の作物も遺伝子組換えになってしまうということはあるわけですね。消費者の方も、遺伝子組換えしていない食品を食べようと思っているのに、農家の方も気づかないうちにそういう食品が混ざってしまうということがあるわけで、実際にはそこが県のレベルなどでは最も問題になるところなのですね。

ですから、消費者の方の遺伝子組み換え作物についての理解もいろいろな段階があるのですけれども、最も実用レベルで問題になるのはそこのところなのですが、そこは法律的には何も決めていないのですね。いろいろなトラブルの元になるのも、結局、農家の方が自分の栽培している非組換え作物がいつの間にか組み換え作物になってしまっただけで困るということ、それから、実際にそういうことが起こらなくても、よくある風評被害ですね。たとえば、あの試験場で組換え作物をやっているのに、そのまわりの畑の作物は遺伝子組換えではないかという風評が起こって、実際にはそういうことは起こっていないにもかかわらず、生産農家の方が風評被害で経済的な被害が出た場合、いったいそれはどこが補償するのかということで、そのあたりのことが結局あいまいになっているわけですね。

それから、東大の農場での遺伝子組換えの問題は、大学側としては隔離圃場での1種栽培について文科省の1種栽培の許可をもらっているのだから、あそこは西東京市（田無）ですけれども、田無の施設としては隔離圃場の基準は全部満たしているのに、そこで栽培しようとして、それで付近の方に説明したところ、かなりの反対を受けたので、結局は遺伝子組換えジャガイモの栽培を諦めたのですね。

東大では、これもありますけれども、世界の不良な土壌環境でも生育できる画期的なイネを開発しているのです。ですが、東大で開発したのですけれども、東大農場でそういうことがあったので、その隔離栽培は東北大の隔離圃場でやることになって、この間、その許可が下りました。東北大の隔離圃場の場合は、東大の田無農場とは違って、本当に人里離れたところでやるのですね。まわりに畑がないようなところでやるので、それほど問題はなかったのだと思います。

そういったわけで、私自身も東京都の真ん中でそういった実験をやる必要があるかないかについては、また議論があると思うのですけれども、いま本当に県レベルですべて同じ問題になっているのは、組み換え作物が遺伝子浸透で野生化するかどうかということよりも、いま栽培している非組換え作物と交雑するのでは

ないかということですね。近縁の野生生物にどのぐらいの頻度でうつるかどうかということ、農水省・環境省の段階で専門家の方を集めていただいているわけですね。それでも大丈夫だろうというものだけについて許可しているのです。それでもまだ危険性が危惧されるという場合には、モニタリングの義務をかけているし、もしそこで問題が起こった場合には焼却処理するようにと法律で義務づけられているわけですね。ですから、県のレベルでも、消費者のご理解は得なければいけないですけれども、野生生物への遺伝子浸透ということまで改めて審査する必要はないだろうと思います。むしろまわりの生産者とか、消費者の方へどうやって説明して、もし万が一被害が生じた場合には、どんな補償をし、誰が責任をとるかということ、それから、特に非組換えの同じ作物に遺伝子浸透が起こらないように、それをどうやって防ぐかということが、議論をすべきところだし、ガイドラインとか条例を定めるにしても、そのところがポイントになるのではないかと思います。

遺伝子組換え作物は、日本の農家の方も、ごく一部の篤農家の方は興味を持っています。一方で、アメリカの大豆は、いま75%が全部遺伝子組換えになっていますけれども、これがなぜかと言うと、生産農家にとってもすごいメリットがあるのです。消費者にとってはあまりメリットがないですけれども、生産農家にとってどうしてメリットがあるかと言うと、ものすごい省力化ができるわけです。除草剤耐性とか、虫害耐性の組み換え作物がいま大部分ですけれども、農家の方は、そういうものがなければ、農薬を何回もまかなければいけなくなる。それがこれらの組み換え作物では1回か2回の農薬散布だけで済むという、非常に省力化に効いているわけですね。

それから、一方で、日本もそうなのですけれども、農薬は危ないのではないかということで反対が多いわけですけれども、この遺伝子組換え作物を使ったことによって、いま実際に世界の農薬の使用量は3割減っているのです。いま日本で許可されている農薬は安全なのですが、それにしても、化学物質を野外にまくということで、やはり生態系とか、食品とかへの影響をご心配になるわけですけれども、化学物質による汚染という点では、いま出ている遺伝子組換え作物によって、すでに3割方、世界での農薬の散布量を減らしているのです。そういうメリットもあります。

東京都で遺伝子組み換え作物の栽培をどうするかという議論の場合には、まず研究レベルでどうするかというのが一つありますね。私も東京都農試の委員をやっていますけれども、研究まで規制するのかどうか。それから、野外での栽培、一般的な栽培についてはどうするか。それについては、たとえば、作物を定めてもいいかもしれませんね。イネはだめだとか、園芸作物はいいだとか、そんな議論がされてもいいと思います。

やはりイネは、日本の農家の方は、一部の方を除いて、実際に商品にしても売れないとわかっていますから組み換えイネは当面栽培しないと思いますけれども、やがては栽培するようになると思います。これは世界の潮流ですので、安全だということがわかってくれば、やはりみなさんメリットのある組み換え作物をつくるようになると思います。一応そこまで視野に入れて、現段階ではどうすべきか、将来的にはどのような方向に持っていくかということも、ここで議論されたいのではないかと思いますというのが私の考え方です。

大塚座長 どうもありがとうございました。かなり複雑な問題のなかで、論点を出していただけたと思います。104ページに示していただいたフレーミングのところで見ますと、食品としてのリスク、生態系へのリスクということよりも、現在問題になっているのは、農作物への交雑と、一般栽培、あるいは研究との姿勢のあり方の違いとかというようなことであると承ったわけですが、

実際に先行している県のガイドライン等を見ましても、46ページですけれども、目的のところでは挙がっているような、ほかの作物との交雑、混入、風評被害ということでして、やはり生物学的なリスクという段階から、実際に遺伝子組換え作物が栽培された場合の社会的な側面に論点が移ってきているのかなと感じてい

ます。

ヨーロッパでも同じような状況がありまして、共存という考え方が2003年に欧州委員会からガイドラインとして出されまして、各国で共存に関する法制度が現在つくられているような状況ですので、東京都の議論ということにおきましても、交雑に伴うような農家の経済的な被害というのは、現在、GMO混入ということになりますと、どうしても市場での価値が下がってしまうという状況があるわけです。もっともそれは混入率をどのくらいに設定するかというような問題も切り離せないと思うのですが、EUの場合はそれが非常に低いために補償の問題が起きてきているわけです。日本の場合はそこまではいっていないわけですが、そういう問題を一切り口にしてはどうかということも私も考えています。

そのようなときに、やはり重要なのは、実際に農業者の方がどのようにお考えかということではないかと思えますので、細田委員、何かその点についてありましたら。

細田委員 生産者側からすれば、消費者に目を向けなければ具体的にはいけない部分があるかと思えます。消費者のニーズに合わせて生産するというのが農家で当然のこと。たとえば、去年キャベツの値段がよかったら、市場に比例しながら生産をするという部分も正直ありますし、消費者の方から要望される食材を提供していくという方もいらっしゃいます。これから、遺伝子組換えの農作物が消費者の方に受け入れられる場合は、なおかつ安心、安全ということが、国または東京都のほうで確立されているのであれば、必然的にニーズとしては高くなってくるのかなと思います。

ただ、要は野菜の栄養価というのも、交配していくなかで、昔の野菜よりはかなり下がっている部分があると思えます。遺伝子組換えでその部分を補充していくことも考えられると思うのですが、逆に、私個人の考えかもしれませんが、たとえば、病害虫、虫がいなければ鳥の餌もなくなりますし、そうすると、鳥もだんだん淘汰されていってしまう。そうすると、これを畜産面で考えれば、遺伝子組換えのトウモロコシが入れば、遺伝子異常を起こしたニワトリが出てくる。それを食べていく私ども、そのなかで人間に対しても遺伝子組換えの副作用はかなり出てくるのかなと。

いま食べたからということで、実際に次の日に出るわけではありませんし、これが何世代、ずっと綿々に子孫にいくなかで、実際的にどうなっていくかということで、いまここにいらっしゃる方のなかで、それを見ることはたぶん絶対にできないと思えます。そういうことも踏まえて、考えていかなければいけないのかなと思います。

また、先ほどありましたけれども、カルタヘナ法ですか、室内栽培において、要は、花粉の飛散などによる交雑を防ぐというなかでやるのであれば問題はないと思うのですが、これが屋外でやるなかで、やはりいろいろなところへ交雑、正直言って交雑が出ている話も聞いていますし、それが雑草化しているという話も多々聞いている部分もあります。そうなってくると、やはり生態系異常もありますし、逆に、スギヒラタケの問題ではないですけども、あれも地球の温暖化、酸性雨の問題とかいろいろあると思えますが、そういうことで毒性が強くなったという部分もあると思えます。

また、海でもやはり、先日ニュースでやっていたのですが、中国の上海ガニがお台場で見つかったり、アメリカやいろいろなところでも異常繁殖しているということで、生態系自体が崩れてきている。また、農作物も人間の遺伝子組換えのなかで、やはりまた崩す必要もないと思えます。これが先ほど委員のほうからありましたが、世界の食料自給率を上げるという問題では意味合いもあると思うのですが、実際的に我々生産者側からすれば、売れないものをなぜつくるということもありますし、逆に、私ども東京都の青年部、または農家のほうで安全、安心な農作物を消費者に提供していくというなかで、相反する意見というかたちになってしまう部分も正直言ってあります。

逆に、遺伝子組換えがOKということで、指針も出て、条例もできたうえ、いろいろな農作物を作付けに

あたっていくと、誰がそれを確認していくのか。我々生産者がすべて管理したなかではまず無理だと思いますし、これは行政側または国の機関から人が来てちゃんと確認していくということ、または農家に対するケアも必要になってくると思います。逆に、こういう遺伝子組換えの内容を熟知した方を、審議委員や普及員みたいなかたちでやっていかない限り、実際的には、私どもではわからない部分が多々あると思います。そうすると、やはり危険な遺伝子が普通の従来の農作物に入っているかどうか、誰が確認するかということ、そういった機関にサンプルを出してやっていただく必要も多々出てくると思います。

そうしたときに、やはり国の補助や都の補助などが必要としてくると思いますし、そうすると、そういうかたちでの公的資金も必要になってくると思いますし、人的要員も必要になってきます。やはりそういうものも踏まえて考えていくべきものだと思っています。私どもは、正直言って賛成側ではありません。なぜかということ、消費者の理解が得られないからです。消費者の理解が得られれば、私どもも賛成派に回る可能性も大だということです。

できれば、熊澤委員さんの意見も聞いたうえで、またそれに対して私のほうも述べさせていただければと思います。

大塚座長 ということですので、お名前が挙がりましたので、熊澤委員さん、お願いします。

熊澤委員 遺伝子組換えの問題は難しい問題だと思っています。日本の消費者の一般的な理解として、やはり国産の作物というのは値段も少し高いですし、安全である、安心であるという認識をしている消費者が非常に多いと思います。その一つの要因として、やはり遺伝子組み換えでないという。そのために少し値段を払ってもいいとか、少し安心だと思っているというのが非常に大きいと思います。ですから、どこの地方でも議論が起こったときに、風評被害というのは、一つの農家が遺伝子組換えを植えることによって、そのブランドすべてが、北海道なら北海道すべてが、もしかしたら交雑なり混入なりが起きているかもしれないと思われてしまう。そういうことがあると思うんですね。そのことはやはり非常に重要で、たしかに、日比委員のおっしゃっていたように、今後、世界の供給ということを考えることも必要なかもしれませんが、日本で、特に東京において、東京の人口全部をまかなおうとか、そういう発想はおそらくないと思います。東京ということを考えてときというのは、東京の農業振興ということ、消費者にとってより選んでもらえるものをつくるというのが、たぶんより東京都の農業振興になるのではないかと思います。そうすると、やはり消費者が考える国産、消費者が考える安心な食品という視点は非常に重要だと思っています。

ここでは、遺伝子組換えの是非についていろいろ話すところではないので、あまり過激なことは言いたくないと思っているのですが、私ども消費者団体としては、東京都で遺伝子組換えというのは、できれば避けたい、避けてほしいというのが希望です。そのところで特色を出せて、東京の農業振興につながるのではないかと考えています。

あと、たぶんみんなの共通認識として、やはり東京都というのは消費者のほうで圧倒的に多いところですよ。北海道のようないわゆる生産地とは違いますので、消費者の視点が非常に重要だと思っています。そのところを、条例なりガイドラインなりつくるときに、やはり大切にしていかなければいけないのではないかと考えています。

あと、ポイントとして情報公開ですね。徹底的な情報公開をすることによって、たぶん東京が消費者と一番対話ができると思うので、その情報公開による対話ということを重要視していかなければいけないと思います。

あと、やはり座長のほうからもお話がありましたように、交雑の問題、混入の問題というのが、防がなければいけない一番大事なポイントだと思います。この資料にもありましたように、エコファーマーとか、特別栽培農産物の認証制度を東京都は持っているわけですから、ここの整合性を持っていくということが非

常に重要だと思えます。もうご存じかと思いますが、世界でも、特にオーガニック、有機食品との整合性をどうつくっていくかというのが非常に難しい問題になっていて、カナダなどでは裁判にもなっていますし、東京都にももちろん有機JASをとって、もしくはこの特別栽培農産物をとってやっている、もしくはこれからやっていきたいと考えている農家の方もいらっしゃるわけですから、そういう方の権利をどうするかとか、今後、混入や交雑が起こった場合どう補償していくかということも視点に入れて考えていかなければいけないのではないかと考えています。

大塚座長 先ほど細田さんが消費者の方に対して聞きたいと言われましたが。

細田委員 いまの熊澤委員さんが言われたとおりだと、私も正直思います。やはり東京都のほうで認証制度等の、いままでずっと充実を図ってきた部分に対する消費者へのアピール度、要は、これだけ安全なものをつくってきたのだから、なおかつ、安全な指針をもって売っていただければ、消費者側としても、東京都の施策に対して反発もないでしょう。逆に、私ども生産者側に対しても、やはり従来どおりやっていただくほうが、生産者、消費者の顔が見える環境づくり、または農産物に対する安全性のアピールも、今後も多々できていくのかなと、私は個人的に思っています。やはり、何せ東京の場合は、消費者の方々がいらっしゃってなんぼというのが正直言っておりますし、やはり市場流通よりも庭先販売のほうが現在主流となっていますから、私どもはやはり安全を売っていかない限り、消費者に受け入れられなくなってしまうのかなと思います。

大塚座長 東京都の農業振興という一面が出てきましたので、その点について、JAの都田委員のほうでお考えがありましたら、お願いいたします。

都田委員 私の考え方としては、まず世界の食料とか農業環境と東京は分けて考えざるをえないと思います。東京の場合は、現在60%ぐらいが消費者の方に直接販売するというかたちでやっています。食料自給率は非常に微々たるものです。ですから、そういうなかで東京都の農業振興をやっていくという意味では、やはり消費者の理解を得ないと、東京の農業は成り立たないと思います。

ですから、世界の食料とか日本の将来の食料を考えるといろいろ、日比先生がおっしゃったようなご理解も出てくると思うのですが、都の場合にはそういうことは考えられないと思います。だから、都の農業振興という立場から考えると、まず第一の希望が、消費者の理解と支援があって初めて成り立つものだけということですね。ですから、この問題については、消費者の理解が得られなければかなり難しいと考えています。

大塚座長 東京都の農業振興ということが、やはり都で何らかの対応をするときには重要なポイントになってくると思われしますので、その場合に、どうしても消費者の視点というのが欠かせないだろうという、これは非常に大きなポイントになるのではないかと私も思います。

そういう状況に関しまして、自然科学の専門家のお立場から、平塚委員のほうでお考えがありましたらお願いします。

平塚委員 私も以前からいろいろな場所で研究をおこなってきまして、実際に遺伝子組換えにも携わってきました。

しかし、最近は環境情報研究院の教授にもなりまして、そういうさまざまな、生物生態、環境リスク等の研究者との交流を通じて、環境リスクマネジメントの視点から、いろいろなことを考えるようになってきました。

そこで、環境学の立場から簡単に申しますと、一般的に環境学関連の研究者のコンセンサスとしては、将来にわたって関連してくるような農業上のGMの応用というのは、明らかに環境負荷を減らす方向に行くことは間違いないだろうと。そういうメリットはあるだろうということがあります。

もう一つ考えていただきたい点としては、いま議論している GMO の問題というのは、いまもうすでにある、おそらくは10年以上前からつくられているような、いわゆる第1世代の GMO であります。この先10年、あるいは20年ということを見ると、おそらく GM とノン GM の境目があいまいになるような新しい品種が出てくると思います。そういったところまで配慮して、いまのいろいろな取り組みを考慮しなければ、将来的に不利益を被る可能性も考慮しなければいけないと思います。

ですから、簡単にまとめますと、こういったものは将来を見据えたものでなければならぬということが一番であって、そういうことを考えますと、完全に、まったく有無を言わず禁止というのはまずい選択ではなからうかと個人的には思っています。

ただし、日比先生もおっしゃられたとおり、もちろん慎重にやる必要はあるだろうと思います。

もう一つは、先ほど細田委員からありました問題ですが、確かめるすべがないというお話でしたが、科学的検証が迅速にできるような枠組みの設定が必要ではないかと思います。

そして、もう一つ出た論点としまして、消費者の視点を最も尊重して考えると、やはり東京で GM というのは困るということだと思いますし、そういう状況というのは、ある意味、個人的には充分理解できるのですが、リスクマネジメント、あるいはリスクコミュニケーションという視点から考えますと、GMO を拒否するという選択肢も責任を伴うという考え方があります。すなわち、GMO をまったくやめる、GMO という選択肢をなくすということによって、将来的に被る不利益に関して責任を負うという視点が出てくるかと思えます。そういった面も考慮しまして、ではやればいいのかというと、それほど単純な問題ではないのですが、そういった視点を考慮しまして、適切な落としどころを見つけていくということが、見いだすべき方向性ではないかと思えます。

大塚座長 ありがとうございます。将来を見据えてというお話が一点ありまして、日比先生のところでも、一般での栽培と研究とを同等に取り扱うべきかどうかという論点を出されていたわけですが、将来に関しましては、研究ということで、現時点での短期的な視点での消費者の不安を広くしてということに関しては、一般栽培に対する何らかの規制とか、そのような住み分けというかたちで、将来的な展望を残しておくという考え方も一つはあるのではないかなと思います。

世界の食料問題とか、将来の GMO の重要なメリット、可能性といったことと、現状として東京都のなかで消費者の方々からご理解が得られないという状況をうまく整合できるようなかたちでの、何らかの対応策を考えなければいけないのかなと思います。

そういった点について、またご意見をいただければと思いますが、日比先生。

日比委員 現在、農水省・環境省でどんどん栽培許可が出ていますが、実際には誰も本当には本格的な栽培はしていないのです。一応栽培許可をとっているのですけれども、それは何のためにとっているかということ、要するに、栽培用でなくて、食用として輸入されてくる大豆などに、日本でまだ許可をとっていない遺伝子組換え品種が、向こうで混入してくる場合があるのです。また、混ざってきたものが港から工場から運ぶ間にこぼれてしまうということが起こりえるので、そのときに何か生態的な被害が起こりはしないかということ、あらかじめ隔離圃場で調べるために、許可をとっている例が非常に多いのです。

一応、アメリカから輸入されるような遺伝子組換え作物は全部、アメリカでの安全性試験は終わっているものです。しかし、日本には日本の特殊な生態系があるわけで、アメリカで許可になったからといって農水省ですぐに許可するわけではありません。日本の野生植物とはまた違うわけですから。ですから、それに基づいてだんだん許可していくわけですが、一応、ともかく最初は隔離圃場での栽培試験のための許可をみんな求めているのです。そこで、近縁野生生物に対する遺伝子浸透がどの程度であるかということ、を調査した上で、特に問題がないといった場合に栽培許可が出るのですけれども、その栽培許可が出て、

いまのところそれを実際に大規模に栽培しようとは思っていませんし、農家の方で一部興味のある方がやるという場合はありますけれども、そんなものを栽培しても、東京都に限らず、遺伝子組換えだからということで喜んで買う人はむしろ少ないわけですから、実際の栽培例はないですね。青いカーネーションにしても、温室内での栽培は始めようとはしていますが、ほとんどは輸入品ですね。ですので、消費者の方々に、遺伝子組換え作物を好んで食べてみたいとかいう方は、東京都に限らず、日本ではほとんどいまのところおられないわけです。

実際に東京都の場合はどうするかということなのですが、たしかに東京都の場合は、野菜の生産と果樹の生産ということがメインになります。あとは園芸作物ですね。そういうところがメインですので、試験場での栽培でも、特に隔離圃場での実験や研究をどこまで許可するかというのが一つの論点だと思います。

一般の栽培については、全面禁止というのではやはり将来を考えるとまずいですが、各県が出しているガイドラインを見ると、だいたい妥当な線を出していますよね。やはり、もし被害が起こった場合どうするかという規定もあるのだと思いますけれども、そういうことを含めて、試験場での栽培は一応認めている県が多いし、一般でやる場合には、食用作物と非食用作物を分けて考えて、特に東京都の場合には、食用作物では、米も多少はありますが、野菜が主でしょうけれども、それについてはまだかなり慎重でもいいと思います。ですから、それ以外の観賞用の植物、花とかについてはもう少しゆるくてもいいかもしれません。ですから、作目に応じて、それから、研究のためと実際の栽培のためというのをある程度区分して、東京都の農業と消費者のことを考えて、いずれにしても妥当な線が出せると思うのです。ですから、全面禁止というのはやはりまずいと思いますけれども、それにしてもかなり厳しい規制はかけてもいいと思います。国が許可したのは全部いいというものではありません。先ほど申しあげたように、国の法律上、抜けている分があるのです。

ほかの県と必ずしも一致していなくてもいいのですけれども、東京都の農業事情などを考えて、先ほどほかの委員からも出たように、消費者の認識が高いということもあるし、逆に言いますと誤解も高いですね。いま許可されている遺伝子組み換え食物を食べたら変な遺伝子がヒトに組み込まれるというのはとんでもない誤解です。普通の遺伝子と変わりません。牛肉を長年食べて牛になってしまう人は一人もいないわけで、いろいろな理解の程度の方がおられるのですけれども、少なくともいま許可になっている遺伝子組換え食品には絶対にありえません。ですから、人間にとって害のあるような蛋白を組み込んだものは、もともと栽培許可もしていませんので、許可になったものは、食品としては一応安全です。安全ですが、それでも食べるか食べないかは消費者が選べるわけですから、消費者の選択はできるようにしておかなければいけません。何も知らないうちに食べさせられるのは問題があるわけですので、そのへんは区分けすればいいということで、実際的には、各県がやっているような規制で、特に東京都として2ランク設けるとか、作物別に分ける。これは一般栽培はいいけれど、これは試験場以外ではだめとかという、ランクづけをしてもいいのではないかと思います。

ただ、全面的禁止というのは、やはり私は反対です。

大塚座長 いま、全面的禁止は好ましくないという意見がお二方から出たと思います。熊澤委員は、どちらかといえばつくってほしくないとおっしゃっていたと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

熊澤委員 消費者団体の意見としては、もう本当にそう言うしかないということですよ。ただ、それを条例とかガイドラインにする場合というのは、都がやっていることです。そういう権限は持っていないだろうということは理解しています。研究機関が研究をしたいというのであれば、それは一定の条件を設けて、本当にクリアしたうえでやっていくという方法にしかできないのではないかと考えています。

その際に、やはり隔離圃場なのか、それともオープンなところなのか。もしくは、研究目的なのか商業目的なのかということから、混入なり、混雑交配の状況は違いますから。そういう条件に応じたガイドラインなりというものをつくっていく必要があるのではないかと思います。

大塚座長 全面的禁止についてですけれども、諸外国ではけっこうそういうことを宣言した自治体があります。ただ、その場合は、かなり特殊な利害関係があったりとかいうケースもあるわけです。たとえば、ワインの産地で、ブランドを守る、あるいは積極的にアピールするために、そういうGMフリーゾーンみたいな宣言をしてしまうということですね。農産物のブランドの戦略の一つとしてGMフリー化をするということも、まったく考えられないわけではないような気がします。ただ、その場合、東京都にそういう戦略上の意義がどの程度あるのかという問題と、そのデメリットですね。そういうことを勘案してということになるのかと思います。

東京都の農業振興戦略という立場から考えて、遺伝子組み換えフリーということを書いてしまうというのは、いかがでしょうか。都田委員。

都田委員 私は試験研究の立場で申しあげたのではなくて、いわゆる生産団体、農業団体としての立場で申しあげたのですけれども、農業団体のほうに私どもと別に、いわゆる全農という組織があります。そこでは、神奈川県平塚で稲の花粉症緩和の実験をしようとして、今年の5月に市民なり県の反対があって取りやめたという経緯があります。全農では、やはり将来の可能性までを否定してはいけなないと。それから、先ほど日比先生がおっしゃいましたように、外国から入ってきて混ざってしまう場合がある。その安全性を確かめるすべもないのであれば困るということで、将来的な技術を確保しておくために実験しようとしたわけですね。ところが、消費者の反対、稲という特殊なものであったからかもわかりませんが、相当強い反対があって、県も反対をしていたということで、中止になりました。

先ほど平塚先生がおっしゃいましたけれども、私ももし落としどころがあれば、本当にそれでいいと思うのです。ただ、いまのところ落としどころがないので、私としては試験研究の立場ではなくて、農業団体の立場から申しあげれば、消費者の理解をまず第一に考えなければならぬと思ったのです。

ただ、先ほどおっしゃった第2世代の、いわゆる健康機能を増進するような作物等が開発された場合、その安全性が本当に担保されるのであれば、それはおそらく東京の農業のように小さな面積でやる場合に、かなりのメリットはあるだろうと思います。これは、大産地ではおそらくタッチしないでしょうから、事業者が少ないですから小規模な面積で、ただし高付加価値であるということであれば成り立つだろうと思います。

ただ、いまのところそういう落としどころがないですから、遺伝子組換えの作物を農業団体の戦略として考えるということまではいいません。

ですから、私は全面的禁止ということを書いたのではなくて、試験研究の立場を離れて、農業団体としての立場から言うと、試験研究は別個に考えて答えているわけですから、農業団体としてはまず消費者の理解を第一に考えなければならぬということです。

大塚座長 ということで、なんとなく合意できる線というのが多少見えているように考えます。

東京のような小規模面積の農業ということで言いますと、東京よりは大きいながら、デンマークがけっこう小規模な農地で、EUのなかではわりと遺伝子組換えを積極的に推進するという立場での共存の法制度をつくっています。ただ、一般作物との交雑防止等に関しましては、セーフティネット的なものをつくってやっているわけです。

ただ、そういうようになりかなり厳しい条件を設けて、とりあえず現状で栽培する人はいないでしょうからということやっていく場合でも、万一の場合、あるいは法制度としての整合性ということもありますので、

なんらかのかたちでの補償とか、万一、交雑、混入した場合の対応とか、そういうことを整備することが現実的な具体的課題としては必要になってくるのではないかと思います。実際にそういうことをやるためにはコストがかかるわけで、そのコストをいったい誰が負担するのかという問題もきっと出てくるのではないかと思います。

デンマークやドイツがそういう方向で、ドイツの場合はかなり否定的な法制度のようですが、動いていまして、補償をどのようなかたちで担保するのかということで、税金を供出する場合とか、農業者や農業団体、あるいは開発企業が資金を提供するとかいうところまで踏み込んだものをつくっていますので、ここでそこまでやる必要があるのかわかりませんが、何らかの規制をかけるのであれば、その規制に伴ういろいろな問題点にも対処できるようなことを考えていかなければならないと私は感じています。

そういう感じで、わりと論点が消費者に伝えるようなかたちで、東京の農業振興を目指して、そのときに交雑等のリスクに対処する方法を考えるというかたちになってきたと思いますが、それ以外の点で、これは考えておかなければいけないということがありましたら、また104ページ、105ページの論点例も参照していただければと思いますけれども、出していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

日比委員 平塚先生やほかの委員の方もおっしゃったように、いま出回っているものはあくまでも生産者の利益となる遺伝子組換えなのですね。たとえば、スギ花粉のアレルギーに対して抵抗性を持つような、免疫応答が制御されるように改良された組み換えイネの隔離圃場での栽培も、実際に間もなく許可になり、それから、お米を食べるとアレルギーになるという方がいらっちゃって、そのアレルギーをとったお米もすでに開発されています。もう隔離圃場で栽培試験をおこなっています。

ですから、これからは、それを食べるか食べないかは別ですが、そういうものを求める消費者もどんどん増えてくるということも、一応頭に入れておく必要があると思います。ですから、あまり短期的なことではなくて、中・長期を視野に入れて考えられたいと思うのが一つです。

それから、補償の問題とか、要するに、国が許可したのだから、事故が起こったときに国が弁償するとか、あるいは、それはやはり種苗業者が負担するとか、生産者が負担するとかよく争議が起こるのです。ですから、東京都がある程度、ガイドラインなり条例なりで縛るとすると、そこのところも最初から明記しておかなければいけなくて、いまの段階では、国で許可したのものについて何か事故が発生した場合には、種苗業者が責任を取るということになっています。国で遺伝子組み換えの監視のための人員を増やせ、モニタリングもしろということ、また国家公務員をどんどん増やさなければいけなくなって、公務員をそんなに増やすわけにはいきませんから、それはあくまで受益者負担ということで、国のほうではそう定めています。ですから、東京都でも、何かそういうことがあれば、受益者負担の原則を最初から明らかにしておけば、もちろん説明責任とか、情報開示もですね。そういうことを条件づけてやられればいいのかと思います。特に何か問題が起こったときに、きちんと準拠すべき法律なり条例がないと、すったもんだがしょっちゅう起こる。そのたびに都議会に持ち込まれるということになりかねません。

大塚座長 ほかにはいかがでしょうか。

細田委員 日比委員のほうからありましたが、遺伝子組換えの食品の開発は進んでいるということなのですが、それが生態等への影響実験はやられていますか。現在、異常というのは。

日比委員 ですから、それを隔離圃場の状態で、たとえば、昆虫に対する影響とか、あるいは土壌微生物に対する影響があるかとか、そういう試験をこれからやるのです。もちろん閉鎖系での実験はある程度やっているのですが、閉鎖系だけではわからないので、隔離圃場のような少し大きめのところでやって、それで特に問題がないと委員が判断した場合にだけ、次のステップへ行けるのです。

細田委員 そうではなくて、隔離圃場でやられているとき、いま現在やられているわけですね。いま現在、

そういうデータのものがあって、もしそういうのがわかればうかがいたいなと思ったのですけれども。

日比委員 進行中ですからね。いま栽培の許可が下りているものについては、そういった隔離圃場でのデータなどもある程度公開されていますので、見ることはできます。アレルギーのお米などはいまやっている最中ですので、必ずしも公開されていないと思います。委員会のレベルでは公開されているものがあります。それから、企業が絡んでると企業秘密があるので、必ずしも全面公開にはなっていませんけれども、委員には公開されています。農水省の委員も、ともかく生態系への安全ということを最重視していますから。厚生省は厚生省で食品の安全性を最重視しています。見る観点が違いますけれども、少なくともいいかげんな審査はしていないし、実験結果がいいかげんであると、我々が厳しく批判して差し戻しています。そういうデータは次々と集積されつつあります。

細田委員 では、まだ公表段階ではないということですか。

日比委員 まだ公表段階にないものもあります。開発途上のものですね。

細田委員 そういうデータがあれば、見せていただけるのですか。

日比委員 公開してもかまわないものは、農水省のホームページで見ることができます。

大塚委員 ほかに。いまのお二人のやりとりで思ったのですが、それから、熊澤委員のほうから最初にありましたけれども、情報公開ということはやはり非常に重要なポイントなのではないかと思います。これからはなんらかの政策をつくっていく過程で、情報の公開とそのプロセスで、ここで一番重要だと言われていたのは消費者ということでしたので、消費者、あるいは市民の参加ということ、ぜひお願いしたいと思います。

これからどういうかたちで議論がまとまっていくのかわかりませんが、それで終わるのではなくて、そういった意見を参考にしながら、政策を決定するプロセスのなかに、やはり消費者の方をどんどん含めていかないと、どのような制度をつくったとしてもうまくいかないということが出てくるのではないかと思うのですが。熊澤委員、そういった点について何かありますか。

熊澤委員 いまのポイントとずれてしまうかもしれませんが、私の最初の発言でも少し触れたように、やはり特別栽培農産物、エコファーマーとか、国がやっている有機JASとか、そことの関係を、消費者とのリスクコミュニケーションなり、情報公開なりとかいう問題のときに、必ず考えていったほうがいいと思います。これは世界的な流れとして、有機食品とGMというのは相入れないということは世界的な流れになってきているので、その点というのは、特に東京都としてどう考えるかということ、ぜひ考えていかなければいけないのだろうと思います。

大塚座長 有機とGMは相入れないというのが世界的な流れになりつつあるというご発言でしたけれども、平塚委員、その点はいかがですか。

平塚委員 非常に難しい問題だと思います。たしかに、有機農法と言いましても非常に多様なものがありまして、ヨーロッパあたりで盛んにおこなわれている有機農法というのは、やはりヨーロッパの風土に合った、涼しくて比較的乾いたところに適している有機農法です。東京には東京のスタイルがあると思います。ですから、有機農法とGMというので、単純な対立の構図を描くこと自体がなかなか難しいとは思いますが。

ただし、おっしゃるように、GMとなった時点で、一般的な有機農法の概念からは完全に逸脱いたしますので、都としてそのへんを強く押し出したいのであれば、かなりの配慮が必要ではないかと思います。

日比委員 有機農法とGMとは相反するものではないですね。GMOを使った場合、農薬の使用量は減らせますし、化学肥料も減らせるわけです。ですけれども、消費者の方がGMOはいやだというのと、有機食品でなければいやだというのは別問題です。科学的には必ずしも対立するものではありません。

熊澤委員 法制的に、私はコーデックス委員会にかかわっているのですけれども、いま自由貿易の流れで、

オーガニックという言葉を使うことが、どういう定義かというのはもう決まってきたわけですね。WTOの流れでコーデックス使うということになっていて、日本でも、たとえば、有機JASをつくるときに何を見ていかなければいけなかつと、コーデックスで決まっている以上のことはつけれないことになってしまっているわけですね。法規制的にそうなつてしまつているとつと、東京の農家が有機とつとものをつくるときには、いまある国際ガイドラインに対応していかなければならぬと。そこでやはりかなり大きな、有機食品は一般的に高く売れますから、いわゆる高付加価値作物になっていくわけですね。そういうことを考えたときに、東京の農家の経済的なメリット、デメリットとつとのはきちんと考えていかなければいけぬのではないかと思つます。科学的なコンセプトとして相反すると言つているのではなく、法規制的にそういう流れになつてしまつているので。私は、この東京都の認証制度、特別栽培農産物ですね。ここのところと有機の関係はきちんと整理していないのですけれど、こういうものがある以上、やはり東京都で将来的に条例なりガイドラインなりつくるものですから、そのところが相反するとつとのはやはりおかしいので、その整合性をつとつていかなければいけぬとつとを考えています。

大塚座長 オーガニックとGMとつとのことですけれど、このへんはたぶん、自然科学者の方と実際に有機農法をやつていらつしやる方、消費者の方とで大きな認識のずれがあるポイントではないかと思つます。実際に有機農業をやつておられる方からすれば、オーガニックとつとのは物質的な問題だけではないとつと部分があるかと思つますので、どうしても自然科学的な理解だけで両者の利害を論ずることができない部分が出てくると思つます。

条例のあり方なのですが、熊澤委員からありましたように、エコファーマーや、特定栽培農産物とつとつような考え方、あるいは、「東京の食と緑を守り抜く東京農業」とつとつコンセプトとの整合性というものは、やはり必要なのではないかと私自身は思つまして、他県の場合でも、やはりそういうバックグラウンドのなかで、遺伝子組み換えに対する考え方が出てきているのではないかと思つますので、政策として何かそういう大きな一つの基本方針のなかを含めるとつとつたかたちでつくるのか、それともまったく独立したGMOに関する一つの政策とつとつたかたちでつくるのかとつとつということも、議論のポイントにはなるのかなとつとつ気がします。そのあたりで何かご意見はありますでしょうか。

菊地農林水産部長 GMOとつとつについての議論とつとつのが、基本的に農業振興の視点だけでは当然ないし、消費者の視点、これから先々の問題、東京の1千万人の都民をいろいろな角度から守つていくとつとつ視点になるかと思つています。やはり短期的な課題に対する視野、長期に対する視野も入れて、やはりこれはこれで、私としてはきちんと検討しておかなければならぬだろうと、事務局側もいままでの議論のなかではしてしまつて、知事のスタンスも、そういう意味では、この技術研究そのものを否定したりとかつとついう角度での答弁ではないですね。やはり最終的に、情報公開も重要ですし。

それからやはり一方で、隣の作物に影響を与えつとつというようにあることがあつてはいけぬ。そういうような感じが、いままでの検討状況であると。

ただ、それは我々のいままでの事務局レベルでの検討であつて、それに先生方が縛られる必要はありませんので、いまのところ、この資料の意味はそういうことですね。

大塚座長 とつとつということですが、いまの見解についてご意見はありますか。

とりあえず1回目とつとつということで、自由にいろいろとご意見を出していただいたとつとつということで、今回は特にまとめる必要はないかと思つます。ほかに何か、特に追加してご発言がなければ、こつとつらできょうは終了して、次回以降やつていこうと思つます。何かありますでしょうか。

それでは、ないということですね、意見交換はこれで終了させていただきます。

今後の日程その他につとつまして、事務局のほうで。

6 その他

三谷事務局長 ありがとうございます。最初の説明のなかで、今後のスケジュールについて簡単に触れました。本日は第1回ということで、できれば、2月上旬に第2回の検討委員会を持ちたいと思っています。そのあと、2月下旬に第3回をできればと思っています。

今回もみなさんたいへんお忙しくて、日程調整がたいへんだったのですが、できましたらきょうの時点で第2回、2月上旬で先生方のご都合をうかがっておければたいへんありがたいと思います。

鈴木 日程調整で何回か先生方ともお話ししているのですが、みなさんお忙しくて、ご予約を聞いたのですが、合う日がありませんでした。事務局のほうとして、先生のご都合がよろしければ、たとえば7時以降とか、土曜日、あるいは日曜日に。平日の9時5時は無理ということですので、それでどうでしょうか。それでよろしければ、たとえば、5時以降ですけれども、夕方も範囲に入れていただいて、調整させていただくしかないと思うのですが。

日比委員 平日は、週休二日制になってみんな忙しいのです。だから、それ以外の会議はだいたい土曜日というのが、我々の場合は多かったのですけれども、ほかの先生方はどうかわかりませんが。

三谷事務局長 できれば、平日の、少し時間をずらしてと思いますので。

鈴木 だいたい2週間ぐらいで、土曜日ですと5日ですし、平日ですと4日はお三方埋まってしまうのですが、4日の午後遅くではどうなのかと。あるいは、7、8日あたりの遅くということになるかと思えますけれども。これも午前午後いっぱいという先生方が、この午後がいつまでかというのがわからないのでご相談なのですが。

日比委員 スケジュール表がないからわかりませんが。そういう場合は、何日の5時から7時、7時から何時とかで、都合を確かめられてはいかがですか。

三谷事務局長 それでは、改めて夜の分のスケジュールを追加して、個別にみなさんの予定をうかがうようにしますので。

熊澤委員 できましたら、それで、たとえば、1人だけ都合が悪いとか、そういうところは言っていたければ、できればたくさんの方が来られそうなところをなんとか都合つけるということはできますので、バランスの関係も言っていたければ。

三谷事務局長 それでは、あす以降になりますけれども、日程調整を個別にご連絡差し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで終わりにしたいと思います。長時間、活発な議論をありがとうございました。

(閉会)